

# 日本小児神経外科学会会則・施行細則

2012. 6. 6 施行  
2013. 6. 6 一部改定  
2014. 5.28 一部改定  
2015. 6.11 一部改定

第1条 本会は日本小児神経外科学会（The Japanese Society for Pediatric Neurosurgery, JSPN）と称する。

第2条 本会の事務局は「編集室なるにあ」（東京都文京区本郷3-3-11）内におく。

第3条 本会は小児神経外科学の発展とその関連医学の進歩を促進し、小児神経外科学に関する教育と訓練の充実に寄与することを目的とする。また本会の活動を通じて国民の健康増進に寄与する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の学術集会の開催
2. 機関誌およびその他の刊行物の発行
3. 各種委員会の設置・運営
4. 国内および国外の関係諸学会との協力活動
5. 小児神経外科疾患についての啓発活動
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の会員は次の2種に分つ。

1. 正会員（Active Member）
2. 準会員（Associate Member）

正会員は医師、準会員は医師以外で、いずれも本会の趣旨に賛同し、第6条にある所定の手続きを完了した者とする。

第6条 正会員および準会員は、規定の申込用紙に必要事項を明記し、会費をそえて本会事務局に申し込み、理事会の承認を受けたものとする。

第7条 会長を務める等、本会の事業に大きな功績のあった会員を総務会が推薦し理事会の承認によって名誉会員とすることができる。名誉会員は会費を免除する。

第8条 正会員および準会員は毎年所定の年会費を納入しなければならない。特別の理由なく2年間会費を滞納したものは退会とみなす場合がある。

第9条 会員は学術集会に参加し研究発表を行い、機関誌「小児の脳神経」の配布を受けるほか、各種事業に参加し、またその報告を受ける。

第10条 本会には次の役員をおく。

会長	1名
理事	若干名（理事長1名を含む）
監事	2名
庶務会計幹事	1名
総務	1名
編集委員長	1名
教育委員長	1名
渉外委員長	1名
広報委員長	1名
評議員	若干名

会長候補選出委員 9名（理事長、前期会長、会長、次期会長を含む）

2. 役員の任期は次の通りとする。会長1年、理事長3年、理事3年、監事3年、庶務会計幹事3年、総務3年、各種委員会委員長3年、評議員3年。会長を除いて再任を妨げない。役員の定年は65歳とし、65歳で迎える年度の学術集会の期日をもって退任とする。役員は3年以上正当な理由なくして所定の会議を欠席した場合に、理事会の審議を経て資格を停止する。

第11条 会長は会長候補選出委員会で推薦され、理事会、評議員会、会員報告会に報告される。会長の任期は、前回の学術集会が終了した翌日から、学術集会終了の日までの1年間とする。

2. 会長は以下の会議等を開催する。

- ①学術集会および教育セミナー
- ②会長候補選出委員会
- ③定例理事会、定例評議員会

第12条 会長候補選出委員会は、理事長、前期会長、現会長、次期会長および委員5名で構成される。理事長、前期会長、現会長、次期会長以外の委員は、上記の4名を除いた理事会構成員中から、理事会の互選にて5名を選ぶ。会長候補選出委員会は3年後の会長を決定する。

第13条 理事長は理事の互選によって決める。理事、監事、庶務会計幹事、総務、各種委員会委員長は、総務会で審議し理事会にて承認される。理事長は本会を代表し統括する。

第14条 理事は、評議員の中から理事2名の推薦をもって総務会で審議し、理事会で承認される。

2. 理事会は理事長、会長、理事、監事、庶務会計幹事、総務、各種委員長で構成される。定例理事会は毎年1回以上理事長が招集する。また理事長が必要と認めるときには臨時理事会を招集することができる。理事の3分の1以上の請求があった場合は、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。理事会の議長は理事長が務める。理事会は理事の3分の2以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決とする。

3. 理事は理事会を組織しこの規約に定める以下の事項の議決を行い評議員会の承認の後執行する。

- ①事業計画及び収支予算
- ②事業報告及び収支決算
- ③事業遂行に関する細則の制定及び改廃
- ④その他本学会の組織、運営に関する事項

第15条 総務会は理事長、会長、監事、庶務会計幹事、総務、各種委員会委員長で構成される。監事、庶務会計幹事、

総務、各種委員会委員長は理事2名が推薦し総務会で審議し理事会で承認される。

2. 理事会の中に総務会を設け、総務会は随時開催され本学会の運営に関わり理事会に諮るべき事項について審議を行う。

第16条 評議員は下記の要件を満たすものとする。

- a. 小児神経外科学に関する研究を行っている者で、小児神経外科学に関する業績がある者（論文5編以上、共著者も可）
- b. 日本小児神経外科学会での発表があり（筆頭演者であることが望ましい）、就任後も学会活動を継続できる者
- c. 学会会員歴が5年以上である者
- d. その他、同等の資格があると理事会で認めた者

2. 評議員は上記に示す資格を有する者が、理事2名の推薦をもって、総務会はその適格性を審議し、理事会にて承認される。

3. 評議員会は理事長、会長、理事、監事、庶務会計幹事、評議員で構成される。定例評議員会は毎年1回以上理事長が招集する、また理事長が必要と認めたときには臨時評議員会を招集することができる。理事の5分の1以上からの請求があった場合は、理事長は臨時評議員会を招集しなければならない。評議員会は評議員の過半数をもって成立する（委任状を含む）。評議員会の議長は理事長が務める。

第17条 本会の事業執行上、理事会の議決を経て常置委員会を設置できる。委員会の名称、組織、所掌事業等については理事会の議決を経て別に定める。

2. 本会は以下の常置委員会をおく。

- i. 教育委員会
- ii. 広報委員会
- iii. 渉外委員会
- iv. COI委員会

第18条 全ての会議には議事録を作成し保存する。

第19条 学術集会は当該会長が招集し任期内に開催される。学術集会における主演者は会員に限る。会員以外の学術集会の参加を可とする。学術集会の際に開催される教育セミナー等の内容に関しては理事会の承認を得る。

第20条 本会は機関誌「小児の脳神経」を発行する。

第21条 前年度の機関誌「小児の脳神経」に掲載された論文の中から学術的にもっとも優れた論文を選考し「川淵賞」を授与する。同賞は編集委員会で選考し理事会の承認を得る。

第22条 本会の事業年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第23条 本会の運営経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第24条 本会会則（附則を除く）を変更するには本会役員3名以上の提案による発議のち総務会で審議し、

理事会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則：

1. 本会則は平成24年6月6日より実施される。
2. 本会の会費（年額）は正会員10,000円、準会員5,000円とする。準会員には機関誌を送付しない。

## 日本小児神経外科学会会則施行細則

（評議員の選出、任期及び失格事項）

第1条 新たに評議員に就任しようとする者は、以下の必要書類を学術集会開催直前の3月末日までに事務局に提出するものとする。

必要書類

- ①履歴書
- ②理事2名の推薦理由書
- ③業績Ⅰ（小児脳神経外科学に関する業績（5編以上）とその別刷各1部）
- ④業績Ⅱ（日本小児神経外科学会を含む小児神経外科領域での発表・講演・役員歴など）

2. 評議員は総務会で審議し、理事会で承認される。

3. 評議員の任期は3年とし、3年を経過したものの再任にあたっては、総務会の再任評価を受け、理事会の承認を得るものとする。以下の条件のいずれかに該当する場合は、原則として再任しない。ただし、他専門領域を母体とし本学会に特別の貢献がある場合、留学・疾病・出産など特別の理由は考慮する。

- ①評議員会に3年連続して出席がない
- ②過去5年間において学会への出席回数が通算3回に満たない

（理事の任期と失格事項）

第2条 理事の任期は3年とし、3年を経過した者の再任にあたっては、総務会の再任評価を受け、理事会の承認を得るものとする。以下の条件のいずれかに該当する場合は、原則として再任しない。ただし、他専門領域を母体とし、本学会に特別の貢献がある場合、留学・疾病・出産など特別の理由は考慮する。

- ①理事会に2年連続して出席がない
- ②過去5年間において学会への出席回数が通算3回に満たない

（会長の選出）

第3条 次次期会長に立候補する者は、以下の必要書類を学術集会開催直前の4月末日までに事務局に提出するものとする。

必要書類

- ①略歴
  - ②業績
2. 次次期会長は会長候補選出委員会にて決定する。